

インフォメーション

平成 29 年 5 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！ TEL 04-7141-5039

IT 導入補助金(サービス等生産性向上 IT 導入支援事業補助金)

ソフトウェアなどの IT ツールの導入をした場合に補助金を受給できる可能性があります。
今回は IT 導入補助金についてご紹介します。

【申請期間】(二次公募)

平成 29 年 3 月 31 日(金)～平成 29 年 6 月 30 日(金)17 時

【補助対象費用】

IT 導入補助金のホームページに掲載されている IT 導入支援事業者の IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための費用が対象となります。(ハードウェアは対象外です。)

【補助対象者】

日本国内で事業を行う「中小企業、小規模事業者等」に該当する個人または法人で、一定の要件を満たす事業者が補助金の受給対象となります。

なお、「中小企業、小規模事業者等」の具体例は以下の通りです。

が 資 本 金 ・ 従 業 員 規 模 の 一 方 が 右 記 以 下 の 場 合 が 対 象	業種・組織形態	資本金	従業員
	製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
	卸売業	1 億円	100 人
	サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000 万円	100 人
	小売業	5,000 万円	50 人
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
	旅館業	5,000 万円	200 人

【補助上限・下限・補助率】

上限額	100 万円	具体例 150 万円のソフトウェアを購入した場合 150 万円(導入費用)×2/3(補助率)=100 万円(補助金額)
下限額	20 万円	
補助率	2/3 以下	

【手続き】

交付申請等の手続きは、IT 導入支援事業者による代理申請により事務局に対して申請する必要があります。

このため、補助金を受給しようとする事業者は IT 導入支援事業者に対し、申請に必要な会社情報等を提供する必要があります。

※注意点

交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。

必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始してください。

詳細については以下の IT 導入補助金のホームページを参照してください。

<https://www.it-hojo.jp/>